

岐阜県医師国民健康保険組合からのお知らせ

出産育児一時金 金額の改正について

被保険者が、出産（妊娠4か月（85日）以上の流産・死産を含む）をされた場合は、
出産育児一時金が支給されます。

今般、法改正により、令和5年4月1日以降に出産された方に支給する出産育児一時
金が、42万円から50万円に改正されます。

これに伴い、当組合の規約は令和5年4月1日より下記のとおり施行されますので、
お知らせいたします。

記

（出産育児一時金）

第14条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する第I種組合員
及び第III種組合員を介し、出産育児一時金として次の金額を支給する。

- | | | |
|-----|---------|----------|
| (1) | 第I種組合員 | 500,000円 |
| (2) | 第II種組合員 | 500,000円 |
| (3) | 家 族 | 500,000円 |

以上

岐阜県医師国民健康保険組合
電話 058-274-1120